

事前の記入のお願い!

- ・第9回会議では、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に規定しておきたい構成要素について、他の自治体の条例と比較しながら各グループの意見をまとめます。つきましては、会議の効率的な進行という視点はもちろん、皆さんの考え方を整理していただく意味でも、次の事項についてあらかじめご記入してきていただければ幸いです。

「必要性」の欄の確認

- ・必要性の欄について、これまでの検討内容と照らし合わせて正しいものとなっているか確認し、「必要性に対する修正意見」の欄に必要な応じて修正意見を記入してください。

「規定の要否」の欄の記入

- ・規定の要否の欄について、要素案に掲げた項目を条例に盛り込むべきか考えていただき、必要または不要に を付けてください。

構成要素の追加

- ・県内他市の条例比較（資料3）に掲載した他の自治体の条例と比較して、まちづくりの基本ルールとして盛り込むべき項目があれば、最終ページに追加記入してください。

- 補足説明
- ・資料の網掛けの部分について…これまで具体的に検討は行っていませんが、他の項目との関係などから検討が必要と考える項目を事務局が追加したものです。
 - ・構成案および要素案について…これまでの会議で各グループから挙げられた意見を整理し、素案の全体構成をまとめてあります。また、関連する条文の要旨案をそれぞれ組み替えて表示しています。
 - ・条文の要旨案について…どのテーマの検討から導き出された意見であるかを先頭の部分で表示してあります。（「条例に期待すること、こんな条例にしたいこと = 」 「検討項目 = 」 「検討項目 = 」）
 - ・第9回会議では、太枠の部分について意見交換を行います。（内容、条文の要旨案については、今後も修正が可能なため、今回の検討の参考として掲載しています。）

各項目の検討

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
1 前文	前文	(どちらかに を付けてください) 必要・不要	前文は、条文本体の前に置かれ、条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。それ自体が規範となるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条文の解釈の基準となるものと言われています。	(意見の例) を に修正	前文は、燕市の「自然」「歴史」「文化」「産業」などの特色(燕市らしさ)を表現し、市が目指すまちの姿(どのようなまちにしたいか)と条例制定の意義を表明するものです。	(条文は全体的に「 することができませぬ、努めます」等積極的になれる表現にした方が良い。)	【検討課題】 燕市のまちづくり基本条例にふさわしい前文のあり方は、どのようなものでしょうか。
2 総則	目的	必要・不要	この条例の制定の目的を明らかにするために定めるものです。目的規定は、条例を構成する条文のはじめに置き、条例の目的を示すとともに、各条文の解釈となります。		まちづくりの主人公は市民であり、市民主体の活力あるまちづくり(市民自治)を目指すため、市民、市議会、行政が力を合わせ、共にまちづくりを進めることを条例で明確化します。		【検討課題】 行政が考える条例制定の目的や必要性はこれまでに述べたとおりですが、皆さんが考えるまちづくり基本条例の目的を皆さんの言葉で規定する必要があります。
	用語の意味(定義)	必要・不要	この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、この条例で使用している重要な用語を掲げ、その定義を定めるものです。		「まちづくり」「市民」「市」「市民参画」「協働」「地域コミュニティ」などの定義を示します。		【検討課題】 ・市民参画や協働とはどのようなことを意味するのでしょうか。 ・その他の規定で用語の定義が必要なものはあるのでしょうか。 ・定義が存在しないと誰が何をできるのか、何を必要があるのかを明確化することができません。 単に先進事例の規定を踏襲するのではなく、燕市独自の考え方や定義が必要です。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	まちづくりの基本理念	必要・不要	燕市が目指すべきまちづくりの方向やまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき基本的な考え方を基本理念として明らかにするものです。		「人づくり」「協働のまちづくり」「市民参画によるまちづくり」「地域の特性を尊重したまちづくり」など、まちづくりの基本的な考え方を示します。	市民は、まちづくりの主体です。	【検討課題】 総合計画の基本構想(燕市のまちづくりを進めていく上で、行政と市民一人ひとりが大切にしなければならない考え方)では、人づくりがキーワードになっています。今回制定予定のまちづくり条例は、まちづくりの基本となるものであるため、この考えを単に継承するのではなく、皆さんが考えるまちづくりの基本理念を皆さんの言葉で規定する必要があります。
	まちづくりの基本原則	必要・不要	条例に定める目的の達成やまちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき行動原則を明らかにするものです。		「市民参画」「協働」「情報共有」「交流」「自主性や自立性の尊重」など、まちづくりの基本原則を示します。	【すべての主体】まちづくりの目的や理念を共有します。 【すべての主体】市民と市が相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有します。 【すべての主体】市民参画の機会を平等に保障します。 【すべての主体】市民と市が協働して公共的課題の解決に当たります。	【検討課題】 まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりはどのような原則に基づいて行われるべきなのかという基本原則を皆さんの言葉で規定する必要があります。
3 まちづくりの主体	市民の権利	必要・不要	市民参画と協働によるまちづくりを推進し、市民主体のまちづくりの更なる推進を目指していくための市民の権利を明らかにするものです。		すべての市民がまちづくりの主体として、市政にも意見を提言するなど「まちづくりに参加する権利」があり、また、行政が保有するまちづくりに関する「情報を知る権利」があることなどについて示します。	市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。	【検討課題】 市民が持つまちづくりの権利とは、どのようなものでしょうか。 市民の役割の検討からある程度導き出されると考えます。 (役割の裏返し…こういう役割を担うから、こういう権利がなければならない等)
	市民の役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	まちづくりの主体として位置付けられる市民の役割を権利に伴う責務として明らかにし、その実践を通して、市民主体のまちづくりを目指すものです。		市民が果たすべき役割を、市民の権利に伴う責務として示します。	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。 市民は、自らができることを考え、主体的に行動します。 市民は、地域社会(まちづくり、地域づくり)に関心を持ちます。 市民は、積極的にまちづくり(市政運営、地域活動、市民活動)に参画するように努めます。(「積極的に」は不要) 市民は、個人の権利を守ります。(権利の前に「義務を果たし」を追加) 市民は、協働の担い手です。 市民は、お互いを尊重します。 市民は、お互いに助け合い、支え合います。 市民は、市民参画に当たって、自らの発言と行動に責任を持ちます。 市民は、目標(まちづくりやひとづくりの理念)をそれぞれが共有します。 市民は、人と人のつながりを大切に、広く交流を深めます。	【主な論点】 条例に規定する市民の範囲に団体を含めるかについては、他の主体と重なる部分があるため、含めないという意見が多く挙げられました。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	地域コミュニティの役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	地域コミュニティは、自治会をはじめとして、地域における多様なつながりを基礎として住み良い地域社会をつくることを目的に組織されています。地域のことはまず地域で考え、市民が主体的に行動しながら地域の公共的な課題を解決していくための重要な役割を担ってきました。こうした地域コミュニティをまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける地域コミュニティの役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。		協働による公共的課題の解決を推進するため、地域コミュニティの役割を示します。	安全・安心な住み良い地域環境を整備します。 地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。 参加を通して交流を図り、市民同士の連帯感を醸成します。 地域における協働を推進します。 地域の人材を育成します。 【市民】市民は、地域コミュニティを守り育てます。 【市民】市民は、地域環境を守ります。	【主な論点】自治会とまちづくり協議会の役割を地域コミュニティとは別に定めるべきかについては、意見が分かれました。それぞれ別々の役割があり、明確にすることでメリットがあるとの意見から、現時点では別々に定める方向で検討します。
	・自治会	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	自治会は、市民により自主的に組織され、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体です。また、自治会長は燕市の自治行政の周知徹底と行政事務の円滑な運営を図りながら、燕市の行政事務の一部を担っています(燕市自治会長に関する規則 第1条)。自治会は、市民にとって最も身近な存在として日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するなど、地域づくりの重要な担い手として自治会の果たす役割は大きいと言えます。		協働による公共的課題の解決を推進するため、地域コミュニティとは別に、自治会の役割を示します。	地域の意見を集約し、市政に反映する役割を担います。 地域の課題を把握し、お互いに協力し合って解決します。 情報の交換や伝達を行い、地域に開かれた活動を行います。 地域の重要な基盤としての役割を担います。(「基盤」という文言は要検討)	
	・まちづくり協議会	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するために組織した団体です。まちづくり協議会は、地域社会の自治意識を醸成し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民自ら地域の課題について協議し、自らの手で課題を解決することを目的としています(燕市まちづくり協議会補助金交付要綱 第1条)。それぞれの地域において、市民と行政の協働のまちづくりを推進する母体となり、まちづくり協議会の果たす役割は大きいと言えます。		協働による公共的課題の解決を推進するため、地域コミュニティとは別に、まちづくり協議会の役割を示します。	まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場として、広範の地域のまちづくりの提案を行います。 自治会と協働(対等な立場で連携・協力)しながら、地域の公共的課題の解決に取り組めます。 様々な活動を通じてコミュニティ意識の醸成を図ります。 まちづくりの目的を共有します。 地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。	
	市民活動団体の役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	市民活動とは、市民が自主的・自発的に行う公共的かつ公益的な営利を目的としない活動です。特定非営利活動促進法(NPO法)などの法的な基盤整備により、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手として広く認識されるようになりました。そして、市民活動には、専門性、多様性、柔軟性、創造性、先駆性などの特性や特徴があります。こうした市民活動を行う団体をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける市民活動団体の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。		協働による公共的課題の解決を推進するため、市民活動団体の役割を示します。	【市民】市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、協力します。 自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。 市民活動のもつ特性(専門性、柔軟性、多様性等)を生かした活動を行います 市民活動の充実を図ります。 人づくりを推進します。 活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 様々な主体との協働を推進します。 活動を通して地域社会に貢献します。	【主な論点】特になし

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	事業者等の役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	産業は、燕市の重要な特性のひとつです。また、公共的な領域が広がる中で、地域社会を構成する一員としての事業者等の果たす役割は大きいと言えます。こうした事業者等をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける事業者等の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。		協働による公共的課題の解決を推進するため、事業者等の役割を示します。	地域経済の活性化に努めます。 公共的な活動に協力し、地域社会に貢献します。 自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。 活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 技術を継承し、人材を育成します。 様々な主体との協働を推進します。	【主な論点】 特になし
	学校等の役割	不要 (第8回会議の各グループの意見より)	燕市総合計画の基本構想では、人にまつわる4つの基本理念(燕市のまちづくりを進めていく上で、行政と市民一人ひとりが大切にしなければならない考え方)を掲げています。市では、教育の重要性が一層増している今、人をまちづくりの原点として、豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを市民とともに推進するため、平成20年9月に「教育立市」を宣言しました。まちづくりは人づくりに例えられるように、まちづくりにおいて学校等の果たす役割は大きいものがあります。		(人づくりに関する項目に包括規定)	まちづくりを支える人材を育成し、未来の燕市を担う子どもを育てます。 燕市教育立市宣言に基づき、教育の振興に努めます。 様々なまちづくりの主体と協働し、学校を核とした活動を進めます	【主な論点】 学校等を構成する教育委員会、PTA・保護者会といった主体は、別に定める市、地域コミュニティ、市民活動団体などの主体と重なる部分が多く、突出して規定するのではなく包括的に規定する方が望ましいとの考えから、条例に定めないこととします。
	市議会の役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	市議会は、市民の代表として燕市の最終的な意思決定を行う機関であり、地方自治法で規定されているとおり広範な機能を有しています。市議会は、まちづくりの重要な主体であり、まちづくり基本条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであることから、あらためて市議会が果たすべき役割を明らかにするために設けるものです。		市民自治をより推進するため、まちづくりにおいて果たすべき市議会の役割を示します。	市の意思決定機関として役割を果たします。 市政を監視する機関としての役割を果たします。 政策立案・政策提言を積極的に行います。(当然のことであり、明文化の必要なし) 議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営を行います。 市民の意思を代表し、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。	【主な論点】 市議会については規定しないという意見もありましたが、市議会については規定し、市議会の議員については規定しないという意見が多く挙げられました。 【検討課題】 市議会は、まちづくりの重要な主体ですが、市議会は、自らも条例立案が可能であり、今回の条例に規定することによる市議会の反応を考慮する必要があることから条文化の中で再度規定の検討を行います。
	市の役割	必要 (第8回会議の各グループの意見より)	市民参画と協働によるまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現するうえで、地方公共団体の代表者である市長及び執行機関としての行政の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高める上で重要です。		市民自治をより推進するため、まちづくりにおいて果たすべき行政の役割を示します。	市は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。 市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを提供します。 公正な市政運営を行います。 執行機関が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮します。 市民の権利及び利益が侵害されないよう、必要な措置を講じます。	【主な論点】 市の定義で、市という表現を「市長等」と、執行機関という表現を「行政機関」と変更する意見もありました。条文化する中で、不都合があれば修正を検討します。市職員については、市と分けて規定すべきという意見が多く挙がりました。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	・市の職員 の役割	必要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	行政運営にかかる実務を遂行する職員について、その責務を市民に対して明らかにするものです。		市民と市が協働でまちづくりを行うため、まちづくりにおいて果たすべき市の職員の役割を示します。	市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。 職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加します。 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発や自己啓発を行います。	
	国、県の 機関の役割	不要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権改革により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、多様化する政策課題を解決するため、連携、協力していく必要性を条例で宣言するものです。		(国、県との連携に関する項目に包括規定)		【主な論点】 まちづくりの主体としては、条例に定めないこととします(後述の「国・県との連携」で規定すべきか検討します)。
4 協働	協働の推進	必要・不要	地域の公共的な課題の解決や自立した地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と行政、議会、市民同士は、相互に協力し、連携してまちづくりを進めていくことを明らかにします。協働によるまちづくりを進めるにあたっては、相手を尊重し、理解することが重要になります。また、協働する領域には、市民と行政、また市民同士がその責任と主体性を持って行う領域と、それぞれが役割分担しながら協力と連携で行う領域があると考えます。		協働によるまちづくりの基本的な進め方について定めます。	各主体の役割等を明確にします。 市民と市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。 市は、様々な主体が共に活動できるような仕組みを整備します。 市民と市または市民同士がまちづくりの目標を共有します。 市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進します。 市は、各主体が協働のまちづくりの理念や目的を共有できるよう必要な環境づくりを行います。 市は、協働のまちづくりを推進するための仕組みや活動拠点の整備等必要な環境づくりを行います。	【検討課題】 協働の仕組みで、条例に規定すべき項目(ルール)は何でしょうか。
	協働事業 の推進	必要・不要	協働によるまちづくりを推進するため、公共的な課題の解決に向けて市民と行政が同じテーブルで協議する場をつくるなど協働の取り組みを推進していくことが必要です。行政からの提案だけでなく、市民からの提案という相互の提案によりこの趣旨を実現しようとするもので、協働によるより効果的な課題解決を図るために必要な取り組みを推進していきます。		市民と行政の相互の協働の取り組みを推進することを示します。	市は、協働して実施することにより効果的に実施できる事業等について、協働事業の実施を推進します。 適切な役割分担及び対等な関係を保ちます。 市民は、協働事業を提案できます。	
	地域活動・ 市民活動の 推進	必要・不要	市民と行政がともに公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である地域活動や市民活動を積極的に推進していく必要があることを明らかにするものです。市民一人ひとりが地域活動や市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。行政は活動が推進されるよう必要な支援を行うとともに、市民は、自発的かつ自主的に市民活動に参加、又は協力に努めることが必要です。		行政は、地域活動や市民活動が推進されるよう支援するとともに、市民は、自発的かつ自主的に活動に参加、又は協力するよう努めることを定めます。	地域活動を推進します。 ボランティア等市民活動を推進します。 市民は、地域コミュニティの活動や市民団体の活動に参加し、協力します。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	行政による支援	必要・不要	行政は、多様な主体と協働のパートナーとして共に活動できるよう、その活動の公益性や活動内容の透明性、及び行政が行った支援による効果について詳しく検証したうえで、活動の促進のために適切な支援を進めていく必要があります。		行政は、協働のまちづくりの推進に当たり、多様な主体と共に活動できるよう適切な支援を行うことを定めます。	市は、多様な主体と共に活動できるよう適切な支援を行います。 市は、地域活動や市民活動を促進するため必要な支援を行います。	
	自主性・自立性の尊重	必要・不要	行政は、多様な主体との協働によるまちづくりを行う場合や必要な支援をする場合において、各主体の自主性や自立性といった特徴が生かされるように配慮しなければなりません。協働の相手方を行政の下請けとして位置付けることのないよう、その特性を生かした政策を進めていく必要があります。		行政は、協働のまちづくりの推進に当たり、各主体の自主性、自立性を尊重することを定めます。	市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。	
	人づくり(人財育成)	必要・不要	地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人材の問題があります。まちづくりは人づくりに例えられるように、すべての基礎となることを認識するとともに、人づくりは市と市民が協働で取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市のまちづくりの担い手となる人材の育成について明らかにします。		行政と市民とが協働して、「人財」育成の様々な機会を提供していくことを定めます。	市は、市民と共に、まちづくりを支える人材を育成します。 【市は】まちづくりを支える人材を育成するための機会を提供します。	
5 市民参画	市民参画の推進	必要・不要	市民主体のまちづくりを目指すためには、市民の自発的かつ主体的な市政への参画が必要であり、さらに行政の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程にかかわることが重要です。市政への市民参画を推進し、開かれた市政を実現するため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことを明らかにします。		市民主体の開かれた市政を実現するため、市民の参画を基本とした行政運営や市民参画の方法について定めます。	市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。 市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築します。 【市は】市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を確保し、市民参画を積極的に推進します。 【市は】実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。	【検討課題】 市民参画の仕組みで、条例に規定すべき項目は何でしょうか。
	市民意見の反映	必要・不要	市民主体のまちづくりを目指すためには、市民の意思に基づく市政運営を行う必要があります。行政は、市民参画により市民から提案された意見や提言などを個々に検討し、政策等に反映させるよう努めるとともに、その結果を市民に公表するなど、必要な取り組みを行っていくことを明らかにするものです。		市民参画と協働により市民の意思を的確に把握し、政策等に適切に反映するように行政運営を行っていくことを定めます。	市は、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	審議会等	必要・不要	附属機関等とは、行政の事務について必要な審査、審議又は調査等を行うために設置された審議会等のことです。学識経験者、関係者や一般市民等で構成する審議会等は、行政の政策過程で重要な役割を担っており、市政への市民参画を実現する重要な方法の一つとして位置付けられています。多くの市民から多様な意見を聴くために、男女比率、年齢層などを考慮し、幅広い分野から委員を選任するとともに、委員の公募制を充実させ、市民参画の促進と政策過程の透明性の向上に努める必要があります。		行政は、附属機関等の委員に市民を選任するときは、公募により選考するよう努めるとともに、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するよう努めることについて定めます。	市は、審議会等の委員に公募市民を選任するよう努めます。 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用します。	
	・審議会等の会議の公開	必要・不要	行政の政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開とすることを明らかにするものです。		行政は、附属機関等の会議を公開することを定めます(議事内容に非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます)。		
	対話の場	必要・不要	市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場の設置により、課題の共有やお互いの立場を理解することができます。市民意見をより反映したまちづくりを推進するため、対話に基づき、市民がまちづくりに参画する機会を保障するものです。		対話に基づく市民参画の機会や学習の機会を保障することについて定めます。	市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。 市は、市民が必要とするまちづくりの学習機会の提供を充実します。	
	パブリックコメント	必要・不要	パブリックコメントは、行政の意思決定の過程で案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する行政の考え方を公表する手続です。燕市では、市民の意見を市政に反映させる具体的な手法のひとつとしてパブリックコメント制度を設けていますが、この条例に規定することで、行政の意思決定の過程の公正性の確保や透明性の向上を図る姿勢を明らかにする必要があります。		行政は、燕市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施することを定めます。		
	住民投票	必要・不要	まちづくりは、市民と行政の信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有と市民参画を実践し、政策決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至らなくても解決していくことが可能です。住民投票は、賛否両論があり、住民投票に至ることなく重要課題を解決していくことが最適ですが、市民の意思確認のためのあくまで最終手段として位置付け、制度的に保障するものです。		市民の生活に関わる極めて重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めます(住民投票に必要な事項は、事案ごとに個別の条例で定めます)。	重要事項について、住民投票を実施することができます。	【検討課題】 地方自治体が抱える課題は、二者択一で解決できない問題が多く、多額の経費の問題、少数意見の取り扱い、市民間の感情的なあつれきを生む可能性があるなど、住民投票は多くの課題を抱えています。住民投票は市民参画を保障する制度の一つですが、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に盛り込むことが必要なのか、「住民投票」の検討が必要です。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
6 市政運営	情報共有	必要・不要	協働の取り組みを進めていくうえで、パートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、たいへん重要です。そのため、市民と行政が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努める必要があります。		協働のまちづくりを推進するため、市民と行政が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努めることについて定めます。	市民と市は、相互に情報を共有します。 市は、まちづくりに関する情報を共有し、意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。 市は、まちづくりの課題等を的確に把握するため情報収集を行います。 〔市は〕まちづくりに関する情報を提供することにより、情報の共有を行います。	【検討課題】 燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきことは何でしょうか。これまでの検討の中でも、市民参画、協働、情報共有、情報提供などさまざまなルールが話し合われましたが、そのほか条例に規定すべきルールはあるでしょうか。
	情報公開	必要・不要	情報公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画を推進するうえでの前提条件となるものです。燕市では、燕市情報公開条例に基づき、市政運営の透明性の確保が図られていますが、この条例に規定することで、市民に開かれた市政運営を一層推進する姿勢を明らかにする必要があります。		市民がまちづくりへの関心を高めることができるよう、燕市は、市政運営に関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開することについて定めます。	市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。 市は、わかりやすい情報を提供するとともに情報提供を充実します。 〔市は〕まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により積極的に公開します。	
	個人情報の保護	必要・不要	市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで、情報公開や情報共有が重要となる一方で、個人の権利と利益の保護を図ることが必要です。燕市では、燕市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護が図られていますが、この条例に規定することで、個人情報の保護に関する燕市の基本的な考え方を明らかにする必要があります。		燕市は、まちづくりに関する情報の提供及び共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必要な措置を講じることについて定めます。		
	説明責任 / 応答責任	必要・不要	説明責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進める上で最も基本的な原則です。従来は、結果の説明に重点が置かれていましたが、今後、政策の各過程においてその必要性や経過、内容などについてわかりやすく説明し、市民から理解が得られるよう努めていくことが必要です。また、行政は、市民からの市政に関する意見、要望、提案等に対して、適切な対応を図り、行政サービスの改善に取り組むことが必要です。		行政は、市民に対し、行政の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明することを定めます。また、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答することを定めます。	政策等の立案、決定、実施、評価の各過程において、その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明します。 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し適切に応答します。 市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答します。	
	総合計画	必要・不要	総合計画は、燕市のすべての計画の基本となる計画で、燕市の事務事業は、すべて総合計画に基づいて行われます。行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施していくことが必要です。また、政策等の進捗状況について公表していくことも必要です。		燕市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行っていくことを定めます。	総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。	
	行財政運営	必要・不要	行政が、自主自立のまちづくりを進めていくとともに、この条例の目的の実現に向けて最大の機能を発揮していくためには、継続的に行政の効率性を高める努力をしながら、健全な財政を保っていかなければなりません。また、燕市の財政状況について公表していくことも必要です。		行政は、効率的かつ効果的な市政運営を行われなければならないこと、健全な財政運営に努めなければならないことを定めます。	市政運営を効率的かつ効果的に行います。 健全な財政運営を行います。 効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、健全な財政運営を行います。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	行政改革	必要・不要	行政改革は、現在の行政運営を全面的に見直し、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組まれるものです。簡単に言えば、これまでの行政の仕事やそのやり方などを変えて、良くしていく取り組みです。燕市では、前例にとらわれない発想のもと、自己決定と自己責任を基本とし、集中と選択によるまちづくりを進めていくことが求められています。		効率的で効果的な行政運営を行っていくため、不断に行財政改革に取り組むことを定めます。	積極的に行財政改革に取り組みます。前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組みます。	
	行政評価	必要・不要	行政評価は、行政が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取り組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みです。さらに、効率的で効果的な行政運営を行い、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすためものです。		効率的で効果的な行政運営が行えるよう、事業等の評価を行い、その結果を政策等に反映するとともに、公表するように努めることを定めます。	市は、行政評価を実施し、評価結果を政策等に反映します。市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映します。	
	まちづくりの仕組み(政策法務)	必要・不要	地方分権改革の進展、少子高齢化社会の到来など、社会経済情勢等の変化などに対応するためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換していくことが求められます。そして燕市の地域特性を生かし、独自の行政を行うよう努める必要があります。		行政は、地域の特性を生かした自立的な市政運営を行うため、法令の自主的な解釈・運用を進め、積極的に政策立案を行うことなど、独自の行政を行うよう努めていくことを示します。	新たなまちづくりの仕組みを提案していきます。	
	交流	必要・不要	地域の公共的課題は、より複雑化・高度化し、地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちと交流・連携することにより、新しい価値感を生み出し、地域の公共的課題を効果的に解決することが期待できます。さらに、まちづくりの多様な主体が、交流と連携を通して、まちづくりの担い手を育成していくことが大切です。		地域間交流、世代間交流を積極的に推進し、市全体が一体となってまちづくりを進めていくことを示します。	人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めます。	
	国・県との連携	必要・不要	市民生活は、燕市の区域内に限定されるものではなく、地域の公共的課題は、市単独では解決できない場合もあります。地方分権の推進においては、様々な分野での広域的視点に立ったまちづくりを進めるとともに、より効率的な市政運営を進める必要があります。そのためには、国、県、他の市町村との間での情報共有など、積極的な連携を図っていく必要があります。		地方分権改革により、燕市は国及び県とは上下関係ではなく、対等で相互に連携、協力する関係であることを明らかにします。また、まちづくりを進めるうえで、市単独で解決が難しい広域的な課題に取り組むために、他の自治体等との連携や協力を努めていくことを示します。	国、県、市は対等な立場で協力し合います。 【市】市は、国、県、他の地方公共団体と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組めます。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
7 条例の位置付け	条例の位置付け	必要・不要	この条例は、まちづくりの基本的な考えを定めることにより、これからのまちづくりを進めるうえでの指針となる条例です。まちづくりに関わる多様な主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。市民と行政は、この条例に規定する事項を尊重しながら、まちづくりを進めていく必要があります。		この条例は、市民参画と協働によるまちづくりの基本原則であり、市民と行政は、この条例に規定する事項を尊重することについて定めます。	条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重します。	【検討課題】 この条例は、燕市のまちづくりを進めていくうえでどのような位置付けとすべきでしょうか。
8 条例の見直し	条例の見直し	必要・不要	この条例は、制定することが目的ではありません。まちづくりに関わる多様な主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。しかし、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指します。		条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に示します。	実態に即して、見直し、改正を行います。 (進化する条例) 具体的な見直しと条例運営のための組織を設置します。	【検討課題】 ・この条例の必要に応じた見直しはもちろんですが、定期的な見直しを規定すべきでしょうか。 ・条例の見直しは、どのような方法で行っていくべきでしょうか。

その他、各グループで必要と考える構成要素

(構成案)	(要素案)	(規定の要否)	(必要性)	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
		必要・不要				
		必要・不要				
		必要・不要				